

三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム報告書 概要

1. 地方展開の強化に向けた取組の基本方針

- 三の丸尚蔵館の収蔵品は、皇室からの国への寄贈品等からなっており、国の物品として宮内庁が管理している。
- 三の丸尚蔵館では、令和元年度から新施設の建設工事が始まり、令和7年度の全館完成まで工事が進められている。
- 移行期間中も多くの皆さまに作品をご覧いただくべく、これまでの貸出の増加を加速させて、皇室文化への国民の理解の促進、文化の愛護、地方文化の振興による地方創生、国内外への日本の美の発信の観点から積極的な地方展開を進めていく。
- このため、令和6年度までの間、全国各地で年4か所以上の展覧会を実施する。

2. 地方展開の計画

(1) 来年度（令和3（2021）年度）の取組

三の丸尚蔵館の地方展開を進める新たな方策として、地方の博物館・美術館において、30～40件程度のまとまった規模の作品を展示する展覧会を積極的に展開。

① 国立博物館における展覧会

- 九州国立博物館（会期：令和3年7月21日～8月29日（予定）、60件程度）。
- 京都国立博物館（会期：令和3年7月24日～9月12日（予定）、5件）。

② 国民文化祭の一環として実施する特別展

- 宮崎県（宮崎県立美術館）及び和歌山県（和歌山県立博物館）で開催予定。

③ 各地域での特別展

- 東北地方の宮城県において開催予定。

(2) 再来年度（令和4（2022）年度）以降の取組（4館×40作品以上）

- 国立博物館等で開催する特別展
- 国民文化祭の一環として実施する特別展
（2022年度：沖縄県、2023年度：石川県、2024年度：岐阜県）
- 各地域での特別展
- 地方手挙げ方式による特別展
（2022年度は、北海道・東北、関東甲信越、中国・四国の3箇所において開催する方向で調整。2022年度以降の開催地及び開催館の選定にあたっては、公平性を確保する観点から、全都道府県に意向調査を実施し、その結果を踏まえ、施設の適否、国立博物館や国民文化祭の一環として実施する特別展の開催地等を考慮して、文化庁と宮内庁で実施館を決定。）

3. 地方貸出し要望への対応強化

以下の取組を通じて、地方の博物館・美術館等の学芸員が三の丸尚蔵館の収蔵品情報に簡便にアクセスでき、十分な情報を入手できる環境を整備する。

- (1) 地方ゆかり作品のリスト化（令和3年夏までに宮内庁 HP 上で公開）
- (2) 三の丸尚蔵館展覧会図録のデジタル化（令和3年夏までに宮内庁 HP 上で公開）
- (3) 収蔵品の写真フィルムのデジタル化及び新規撮影
- (4) デジタルアーカイブ構築

A ランク（優品）及び公開実績がある作品（3,200 作品）：令和3年度中に公開

B ランクで公開実績の無い作品（4,300 作品）：令和6年度末までに全て公開

その他（2,200 作品）：引き続き調査・検討の上、可能な作品から公開

4. 地域ゆかり文化資産の展示支援の推進

三の丸尚蔵館の地方展開の推進の観点から、令和3年度以降は全国で40件程度の地方博物館の支援を目指すとともに、そのうち15件（25作品程度）は三の丸尚蔵館の関係となるよう、同事業の更なる周知や宮内庁との連携を図る。

5. 留意事項

- (1) 当面の経費の確保

三の丸尚蔵館の作品の地方展開を早期に進めるため、2021年度の地方の博物館・美術館等における特別展の開催や地方貸し出しの要望への対応強化に必要な経費について、令和2年度の補正予算において確保することを検討する。（要求額：9,485万円）

- (2) 三の丸尚蔵館の体制強化

地方展開の強化を進めるため、学芸機能を担う人員を順次増員する。（平成31年：7人、令和2年：13人、令和3年度以降：18人）

- (3) 作品展示や情報発信における留意事項

作品の数に拘らず、ストーリーを持った作品展示とする視点も重要。子どもや外国人への説明の工夫、多言語化対応も必要。また、国外への情報発信を行う場合には、日本政府観光局と積極的に連携を行うことが必要。

- (4) 作品の適切な保存への配慮

地方展開を進める中でも、作品を適切に保存する観点から、展示頻度や出品にあたって必要な応急修理を行うことなど、作品の適切な保存に留意することが必要。